

クロマグロを漁獲する沿岸漁業の払戻判定金額の算定方法が改正される

沿岸漁業におけるクロマグロ資源管理促進対策として、定置網漁業と10トン未満漁船漁業の漁業者で強度資源管理タイプに参画し、更に新たな要件を満たす者を対象に、『積立ぷらすの払戻判定金額を前回契約の水準から下回らないようにする特例措置』が平成30年1月1日から施行されました。

太平洋クロマグロの30キロ未満の小型魚の漁獲については、国際約束に基づき、平成14年から平成16年までの我が国の平均漁獲実績8,015トンから半減し、4,007トンを漁獲上限とする数量管理が平成27年1月から執られておりましたが、『海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）』に基づく厳格な資源管理が平成30年1月（沿岸漁業は30年7月）からスタートしました。

このような中での今回の改正は、国際約束の遵守と漁業経営の安定を両立させるため、強度な資源管理に取り組む沿岸漁業者の減収を支える一歩進んだ措置となります。

漁業者の皆様には「ぎょさい」と「積立ぷらす」を活用して、漁業経営の安定に役立てて頂きますよう、なお一層のご利用をお願い申し上げます。

平成29年度の加入実績（1月末累計）

（単位：百万円）

区 分	共済金額			漁業者積立額		
	29年度	28年度	前年比	29年度	28年度	前年比
漁 獲 共 済	232,858	222,712	105%	9,899	9,360	106%
養 殖 共 済	179,559	162,599	110%	6,403	5,401	119%
特 定 養 殖 共 済	97,415	89,668	109%	3,411	3,178	107%
漁 業 施 設 共 済	17,015	15,726	108%			
地 域 共 済	8,825	8,085	109%			
合 計	535,672	498,789	107%	19,713	17,938	110%